

船舶事故等調査報告書

平成23年1月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第166号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年8月14日（土） 10時25分ごろ	
発生場所	神奈川県三浦市城ヶ島灯台から真方位072° 720m付近 （概位 北緯35° 08. 2′ 東経139° 37. 1′）	
事故等調査の経過	平成22年8月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A モーターボート ^{ななみ} 七海、1.4トン 235-45116 神奈川、個人所有 B 水上オートバイ ^{きすな} 絆、0.1トン 250-54437 神奈川、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士 B 船長B、特殊小型船舶操縦士	
死傷者等	A なし B 負傷 1人（同乗者B）	
損傷	A 左舷外板に亀裂破口 B 右舷外板に擦過傷	
事故等の経過	A船は、船長Aが友人3人を乗せ、時速約20～30km/hで城ヶ島大橋下の海岸へ向けて航行中、B船は、船長Bが友人1人を乗せ、A船の左側を約20m離して併走していた。 B船は、船長Bが蛇行運転を始めたところ、平成22年8月14日10時25分ごろ、A船の左舷とB船の右舷が接触した。 B船の後部座席に座っていた同乗者Bが、衝撃で腰部を打撲した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風速 約6.5m/s 海象：潮汐 下げ潮の中央期	
その他の事項	船長A、A船の同乗者、船長B及びB船の同乗者は、いずれも救命胴衣を着用していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A なし、B あり A なし、B なし なし A船及びB船は、城ヶ島灯台東北東沖を近距離で併走中、B船が蛇行運転したため、A船に接触したものと考えられる。
原因	本事故は、城ヶ島灯台東北東沖において、A船及びB船が近距離で併走中、船長Bが蛇行運転をしたため、A船に接触したことにより発生したものと考えられる。	